

病児・病後児保育のご案内

お子さんが、入院治療を要しない病気治療中や、病気の回復期で集団生活が困難な期間に保護者の方が就労などにより家庭での保育ができない場合、一時的に専用施設で保育と看護を行います。

- 対象児童 町内に住所がある生後6か月から小学校3年生までの児童
- 保育時間 月～金曜・・・8:00～17:30まで(土、日、祝日、お盆、年末年始は利用できません)
- 場 所 上毛町病児・病後児保育施設(こうげクリニック内 TEL72-2028)
- 利用料 1人1日 2,000円(生活保護世帯は無料、住民税非課税世帯は500円、所得税非課税世帯は1,000円です)
- 利用手続 利用するためには、**毎年度1回事前登録が必要**となりますので、子ども未来課で手続きを行ってください。
※手続きに必要なもの／印鑑、児童の健康保険被保険者証

一時保育のご案内

保護者がパート就労・ケガや病気・出産・介護などにより、お子さんを家庭で保育することができないときに、一時的に専用施設で保育を行います。

- 対象児童 町内に住所がある1歳児(平成26年4月1日現在で1歳以上)から小学校就学前の児童
- 保育時間 月～金曜・・・9:00～17:00まで(土、日、祝日、年末年始は利用できません)
- 場 所 大平保育所(TEL84-8033)
- 利用料 ◎3歳未満児 1日2,000円 半日1,000円 ◎3歳以上児 1日1,600円 半日800円
- 利用手続 利用するためには、**毎年度1回事前登録が必要**となりますので、子ども未来課で手続きを行ってください。
※手続きに必要なもの／印鑑

- 問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線229)



町が行う特定健診、がん検診について

特定健診はメタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)健診とも呼ばれ、糖尿病、その他生活習慣病の早期発見、早期治療を目的とした健康診査です。メタボリックシンドロームが原因で起きる、糖尿病、高脂血症、高血圧の予防、発症後の重症化を予防する目的で、医療保険者ごとに実施されています。(社会保険などに加入している方は、社会保険などが実施主体となります)

- ◎**特定健診**
 - ・対象者:20歳～74歳の国保加入者(国が定める対象者は40歳～74歳)
 - ・申込方法:国保世帯には案内通知をします。記入の上、申込用紙を返信してください。

- ◎**がん検診**
 - ・対象者:40歳以上…胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん(女性)、50歳以上…前立腺がん(男性)、20歳以上…子宮頸がん(女性)
 - ・申込方法:6月に各世帯に配布するチラシの申込はがきに記入の上、返信してください。

- 問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3111(内線224)

子どもの人権110番強化週間

6月23日(月)から29日(日)まで、「子どもの人権110番強化週間」として、「いじめ」や体罰、不登校や子どもの虐待など、子どもに関する人権問題の相談電話を設置します。法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じ、秘密は厳守されます。ひとりで悩まず、ぜひお気軽にお電話ください。

- 日 時 6月23日(月)～27日(金)8:30～19:00
6月28日(土)、29日(日)10:00～17:00
- 電話番号 **0120-007-110**(フリーダイヤル)
※IP電話からは接続できませんので、092-852-4536へお電話ください。

■その他 「子どもの人権110番」では、強化週間以外でも子どもの人権に関する相談を、午前8時30分から午後5時15分まで(時間外及び土日祝日は留守番電話対応)受け付けています。

- 全国共通 **0120-007-110**(フリーダイヤル)
- 問い合わせ先 福岡法務局人権擁護部(担当 古原・原)
TEL 092-832-4313

「三世代同居世帯支援事業補助金」のお知らせ

6月30日(月)までに申請してください

3月まで補助金を受けていた方も、申請が必要です

町では、少子化対策と定住化の促進を図ることを目的として、親、子、孫などの三世代が同居する世帯に補助金を交付しています。

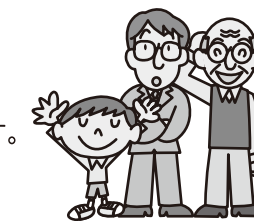
注)三世代同居世帯とは・・・

町内に居住し、親、子、孫などの三世代以上で構成され、かつ、同一住宅内に同居する世帯をいいます。ただし、住民票が同一世帯でも別棟に居住する場合や、同居であっても住民票上は世帯分離している場合などは補助金の対象となりません。また、町税などの滞納がない世帯に限ります。

■補助金の内容

区 分	補助対象者	補助金額
学校給食費助成	小中学校に通う児童生徒がいる世帯の保護者	給食費本人負担額の1/2
家庭内保育助成	就学前で保育所などに通所していない児童(0歳～6歳まで)がいる世帯の世帯主または保護者	児童1人につき月額7,000円

- 支給月 10月と4月にそれぞれの前月分までを交付します。
- 申請時に必要なもの ①申請者の印鑑(認印)
②申請者名義の通帳(補助金の振込先)
- 申請期間 4月1日時点で対象となる方は、6月30日(月)までに申請すれば4月分から支給します。
- 申請場所 子ども未来課、たいへいの里総合窓口係
- 問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線227・229)



児童手当について

児童手当は、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している方に手当を支給する制度です。

- 支給対象 日本国内に居住し、中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方
- 支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	15,000円(一律)
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円) ※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。
中学生	10,000円(一律)

※児童を養育している方の所得が、所得制限限度額以上の場合、特例給付として児童1人当たり月額5,000円(一律)を支給します。

- 支給時期 毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。
- 手当を受ける手続 お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したとき、公務員でなくなったときなどは申請が必要です。原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。※公務員の方は、勤務先での手続となりますので、勤務先にご確認ください。
- 現況届 手当を受けている方は毎年6月に「児童手当現況届」の提出が必要です。この届は毎年6月1日における状況を確認するためのもので、提出がないと6月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。**提出が必要な方には、「現況届のお知らせ」を送付します。**
- 問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線229)

「特設人権相談所」開設のお知らせ

離婚、相続、家庭内のもめごと、隣近所とのトラブル、学校や職場におけるいじめ・差別など、悩みや困りごとがあれば、一人で悩まずに、どのようなことでもお気軽にご相談ください。なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。

- 日 時 6月6日(金)10:00～15:00
- 場 所 吉富フォーユー会館
- 相談員 法務局職員、人権擁護委員

- 問い合わせ先 住民課 生活窓口係 TEL 72-3111(内線144)
福岡法務局行橋支局 総務係 TEL 0930-22-0476

上毛町商工会からのご案内

「上毛町プレミアム商品券」を販売します！ 販売総額 3000万円！

- 販売期間 6月30日(月)～完売まで
- 販売時間 平日10:00～16:00(但し、6月30日(月)のみ、午後8時まで販売します)
- 販売場所 上毛町商工会
- 発行券販売金額 1セット10,000円(1セット構成500円券×22枚=11,000円)
- 使用有効期限 平成26年6月30日(月)～12月29日(月)
- 購入限度額 1人(本人のみ)10セット100,000円分まで
- 販売方法 プレミアム商品券は先着順に受付をし、完売次第終了とします。
- 使用店舗 町内のプレミアム商品券加盟店で使用できます。

※町内全ての事業所が加盟店になる事が出来ますので、加盟参加希望の方は商工会までお問い合わせください。

- 問い合わせ先 上毛町商工会(担当 有田) TEL 72-3195